

邑 南 町
一般廃棄物処理基本計画(第5次計画)
(中期計画 令和4年度～令和8年度)

概 要 版

令和4年3月

邑 南 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の位置付け.....	1
2. 本計画の期間.....	1
3. 計画対象廃棄物.....	2

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状.....	3
2. ごみ処理の目標.....	6
3. 施策の体系.....	10
4. 重点施策.....	11
5. 排出抑制の推進（排出抑制計画）.....	12
6. リサイクルの推進（再資源化計画）.....	15
7. 適正処理の推進（ごみ処理計画）.....	17

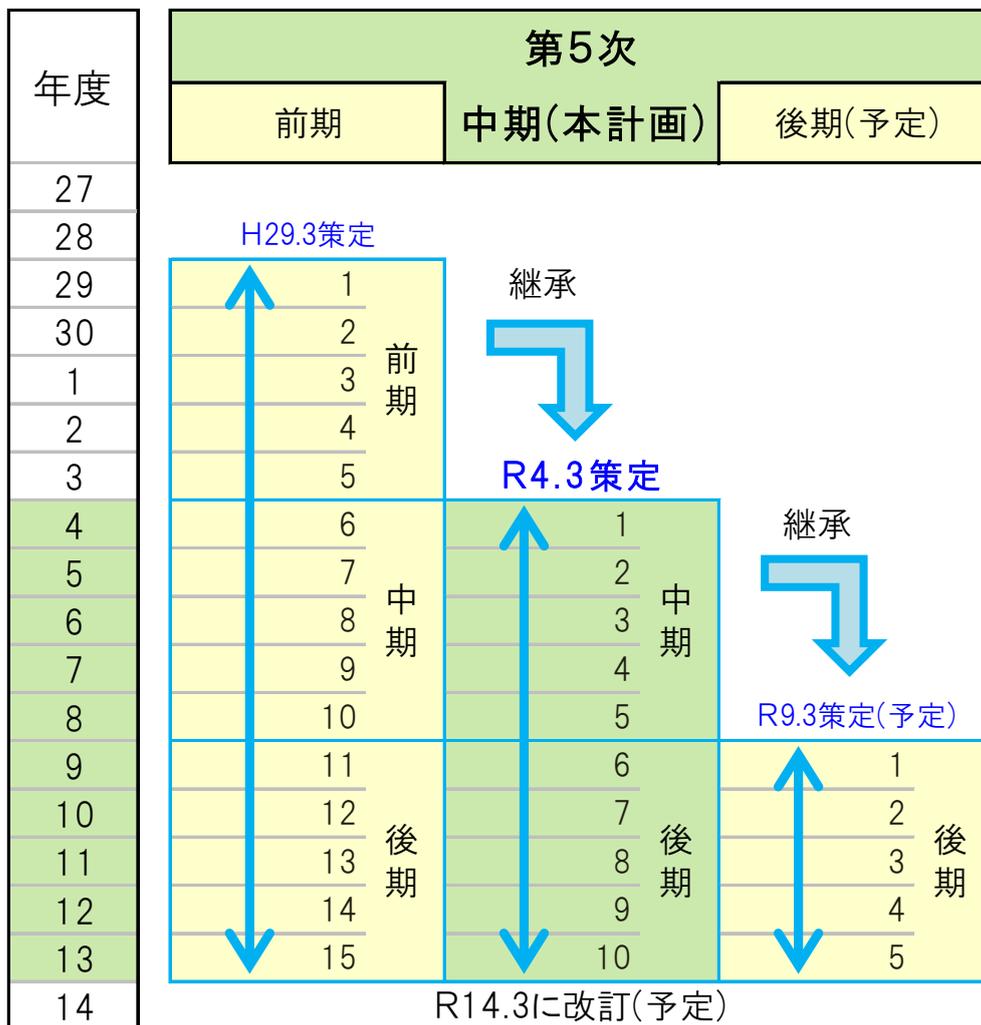
第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状.....	23
2. 基本方針.....	25
3. 生活排水の処理計画.....	26
4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	29

1. 計画の位置付け

邑南町一般廃棄物処理基本計画（第5次（中期）計画）（以下「本計画」という。）は、邑南町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものである。本計画は、国の法律・計画並びに島根県の島根県環境総合計画と整合したものである。

2. 本計画の期間



計画目標年度 ⇒ 令和13年度

- ・ 計画の期間を10年間とし、計画目標年度を令和13年度とする。

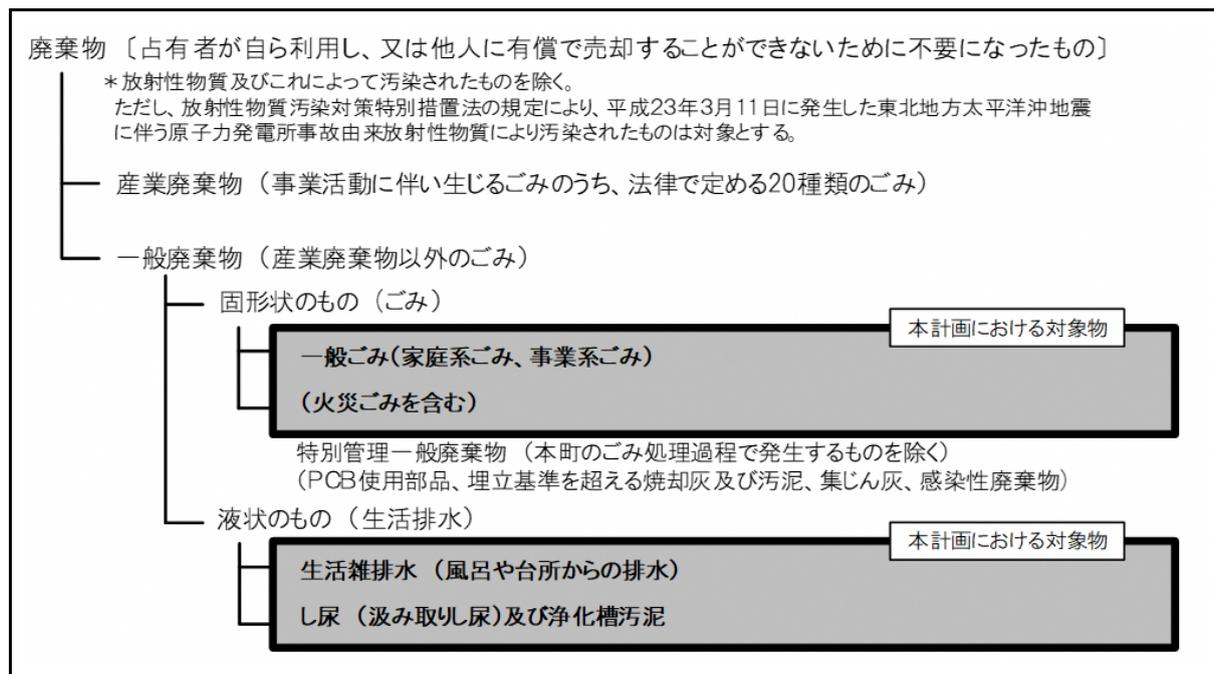
基準年度 ⇒ 令和2年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すものである。本計画では、令和2年度とする。

数値目標年度 ⇒ 令和8年度

- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、数値目標年度を5年後の令和8年度とする。

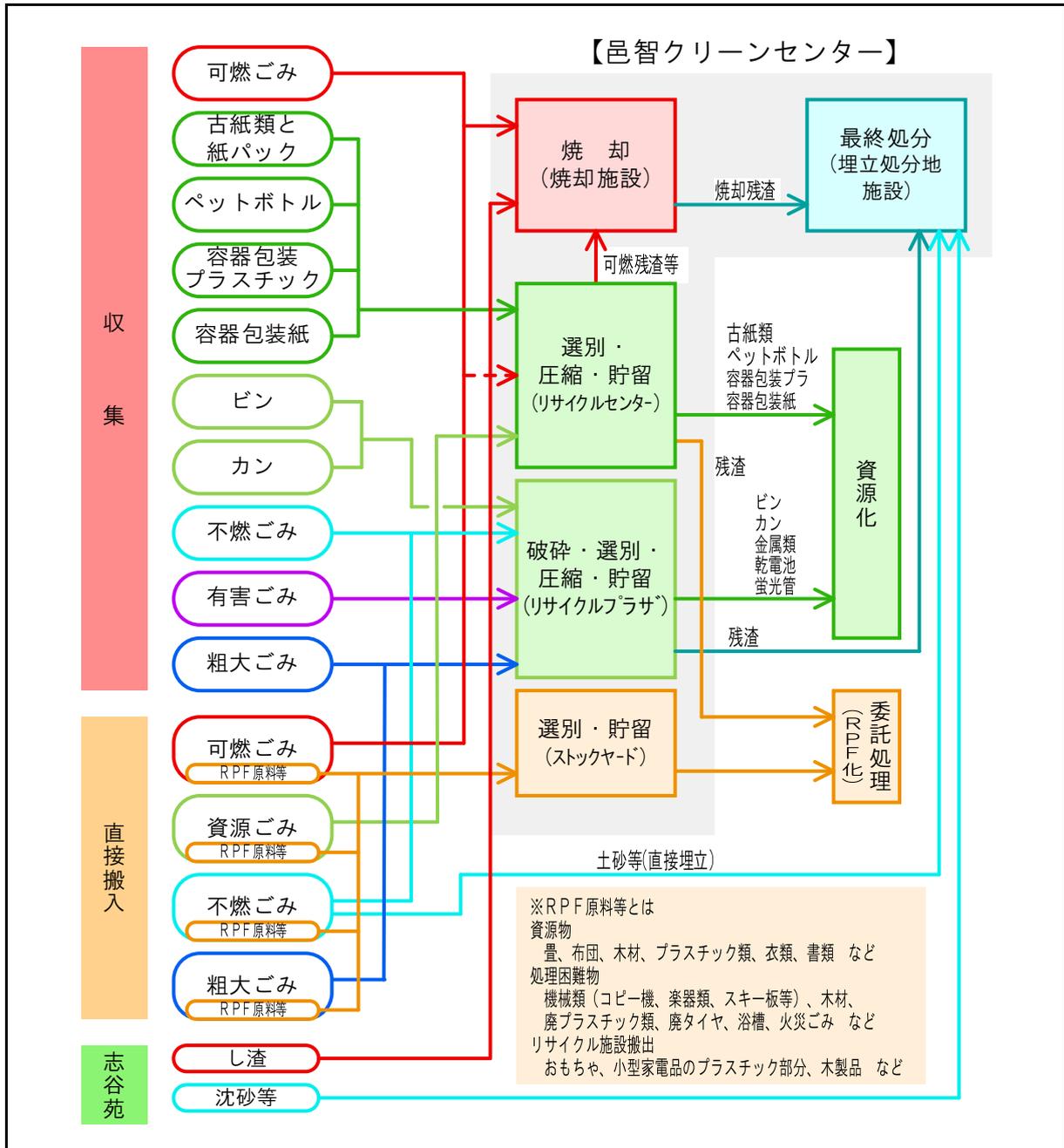
3. 計画対象廃棄物



1. ごみ処理の現状

◆ごみ処理の流れ

ごみの処理・処分は、邑智クリーンセンターに集約したごみ焼却施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、埋立処分地施設により行っている。

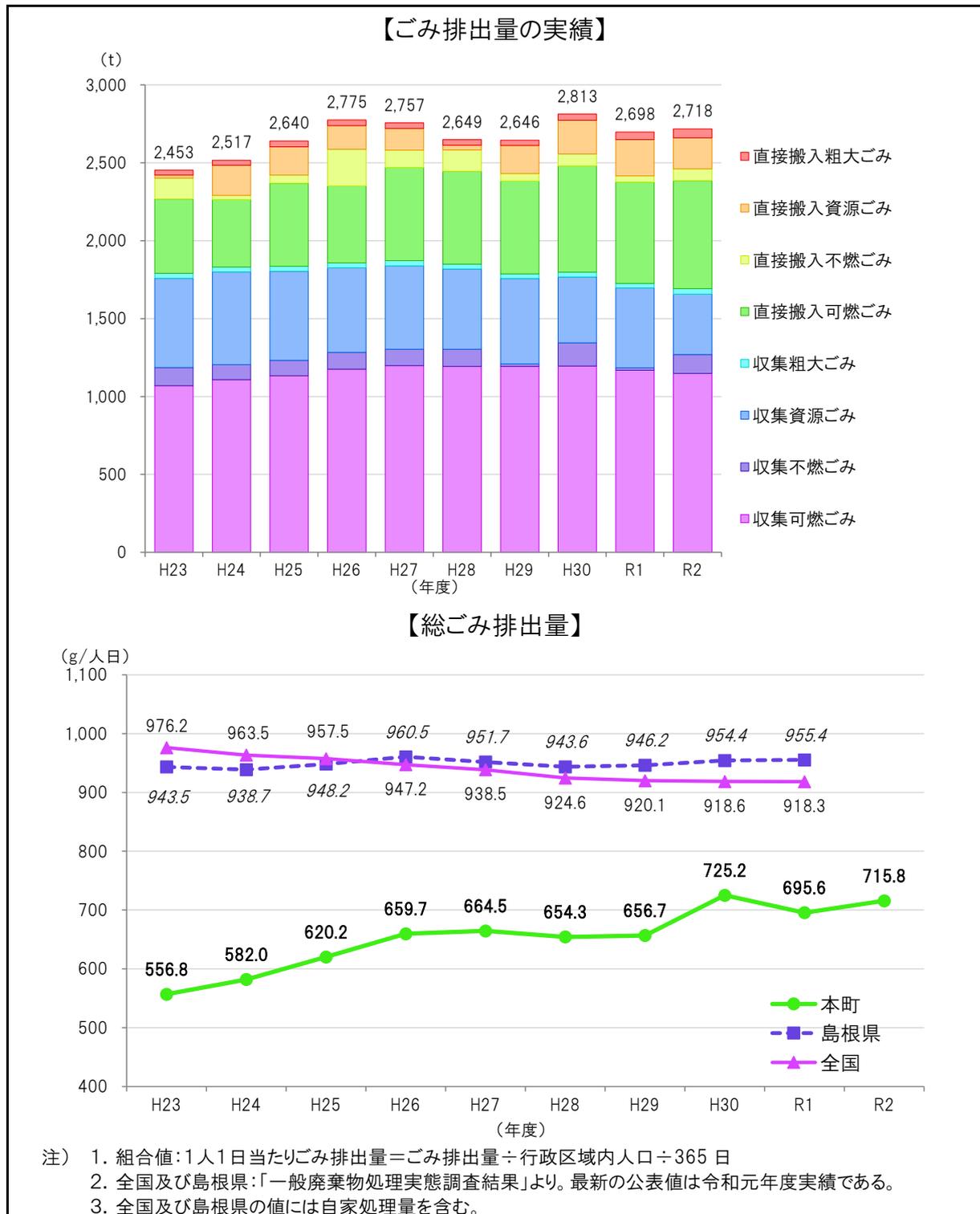


第2章 ごみ処理基本計画

◆ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量は、平成27年度を境に減少したが近年は増加傾向に転じており、ごみ種類別には平成29年度から直接搬入資源ごみの増加、直接搬入不燃ごみの減少が顕著である。令和2年度のごみ排出量は2,718tである。

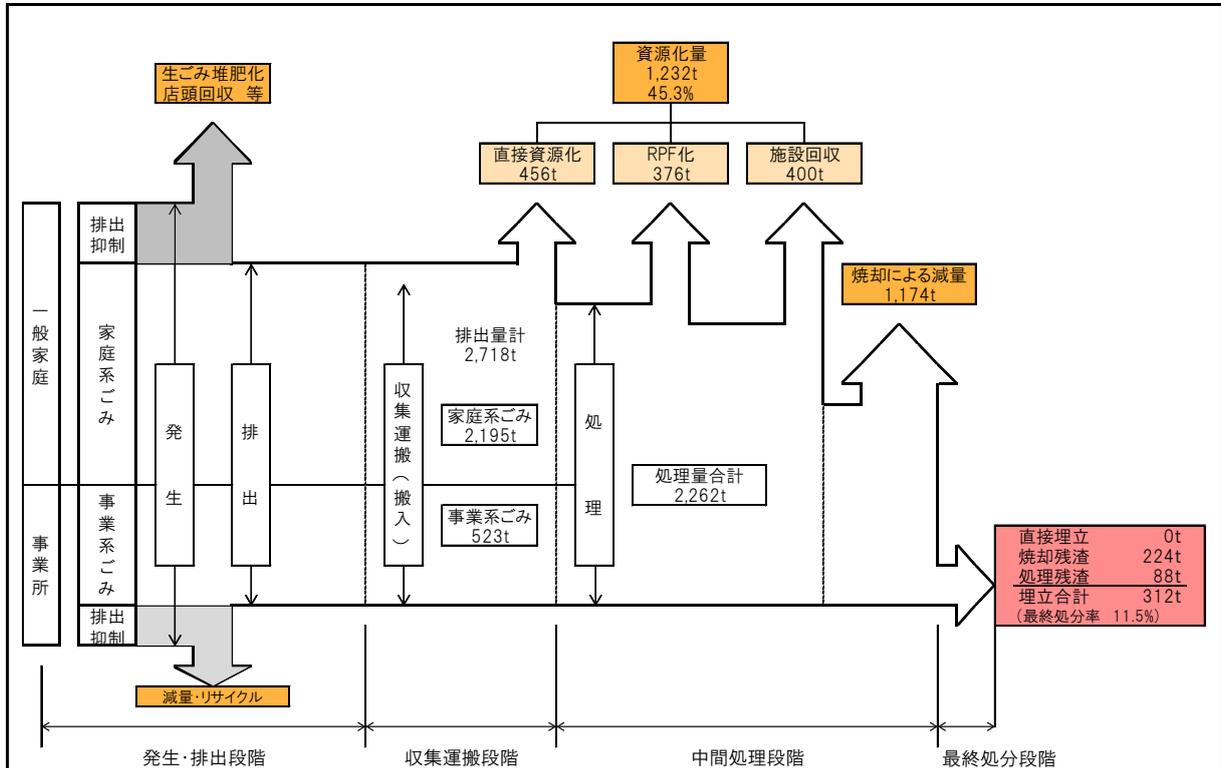
本町の総ごみ排出量は、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ない。しかしながら、全国平均が減少傾向にある中、島根県平均は令和元年度に減少したもののその後増加傾向にあり、本町においては、過去10年間に160g/人・日程度増加している。



◆リサイクルと最終処分(令和2年度)

本町の令和2年度における排出量は2,718tである。このうち資源化量は1,232t/年、焼却処理による減量は1,174t/年、最終処分量は312tである。

リサイクル率は45.3% (令和2年度) で、島根県平均20.8% (令和元年度) 及び全国平均19.6% (令和元年度) より2倍以上高い水準である。



注)

- 1.施設回収＝資源化合計(粗大ごみ処理施設)+資源化合計(資源ごみ処理施設)-直接資源化量
- 2.焼却等による減量＝排出量－資源化量－最終処分量

【リサイクル率・最終処分量】

	リサイクル率	最終処分量
本町 (令和2年度)	45.3%	11.5%
島根県平均 (令和元年度)	20.8%	8.8%
全国平均 (令和元年度)	19.6%	9.3%

注)

1. リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷総排出量(全国及び島根県は集団回収量も含む)×100
2. 最終処分量=最終処分量÷総排出量(全国及び島根県は集団回収量も含む)×100
3. 本町は集団回収を行っていない。

2. ごみ処理の目標

◆基本方針

本町は、総合計画において「心かよわせ ともに創る 邑南の郷」をまちづくりのテーマとしている。

こうした将来像を実現するためには、廃棄物処理体制の充実はもちろん、住民や事業者が循環型の日常生活や事業活動に取り組むことが必要である。

ごみ処理の基本方針は、第5次（前期）計画を継承して「①3Rの推進」、「②住民・事業者・行政の協働による取組の推進」とし、加えて「③ごみ処理の効率化の推進」とする。

◆ 将来像

心かよわせ ともに創る 邑南の郷

◆ ごみ処理の基本方針

① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- 循環型社会の形成には、住民の日常生活や事業者の事業活動を循環型に転換することが必要である。
- そのため、住民の日常生活や事業活動において、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進するものとする。

② 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

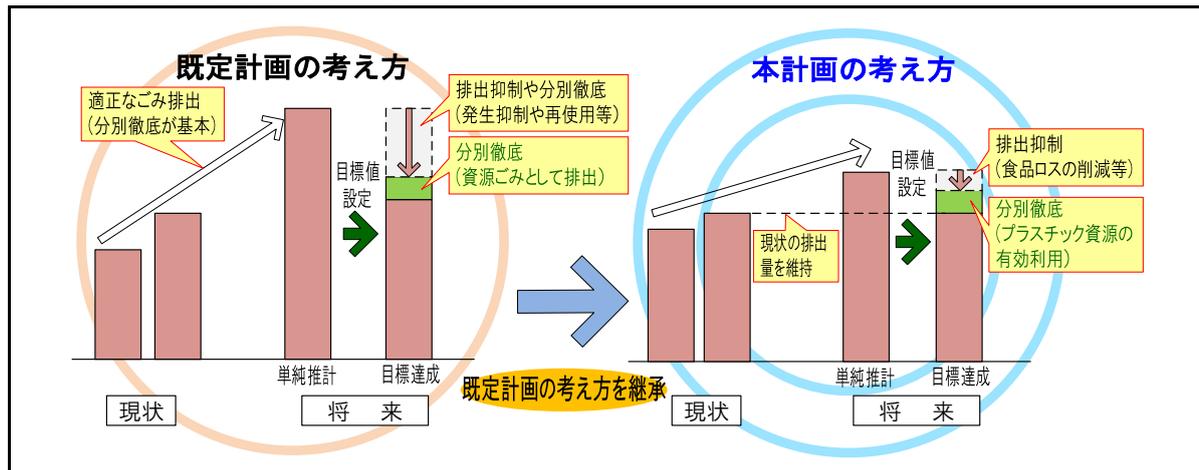
- 循環型社会の形成は、住民や事業者が具体的な取組を実践することから始めることが必要である。
- そのため、住民・事業者・行政の協働による取組を推進するものとし、各々は、それぞれの役割を確実に実行するものとする。

③ ごみ処理の効率化の推進

- 安定したごみ処理を継続していくためには、ごみ処理の効率化が必要である。
- そのため、処理体制の再編など、効率化が図れる処理システムを構築していくものとする。

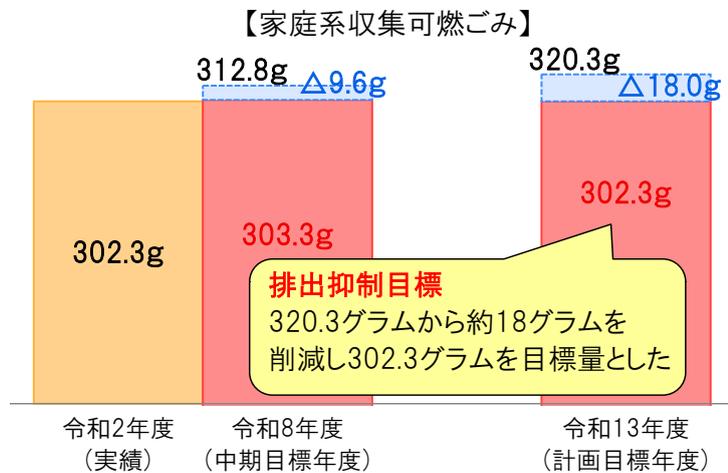
◆計画の数値目標

《本計画における目標値設定の考え方》

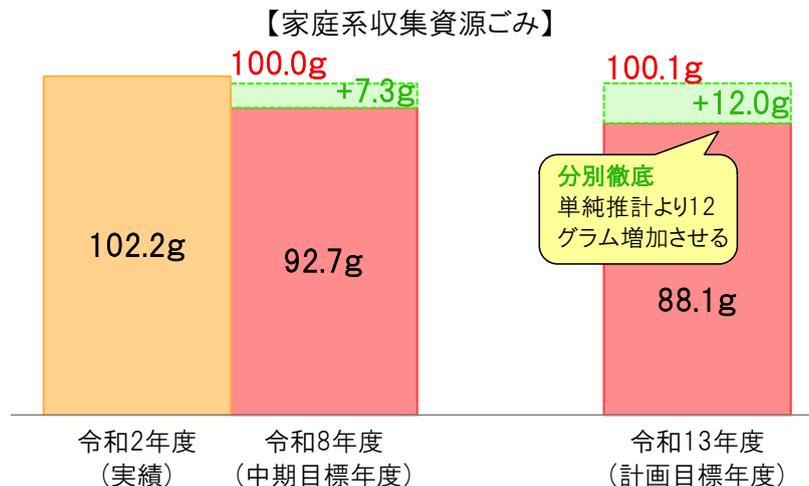


《排出抑制目標》

- 家庭系収集可燃ごみは、現状の排出量を維持するため、単純推計値から合計約18グラムを削減するものとし、排出抑制約6グラム、分別徹底約12グラムを見込んで、目標量を302.3グラムとする。



- 家庭系収集資源ごみは、分別徹底により約12グラム増を見込む。



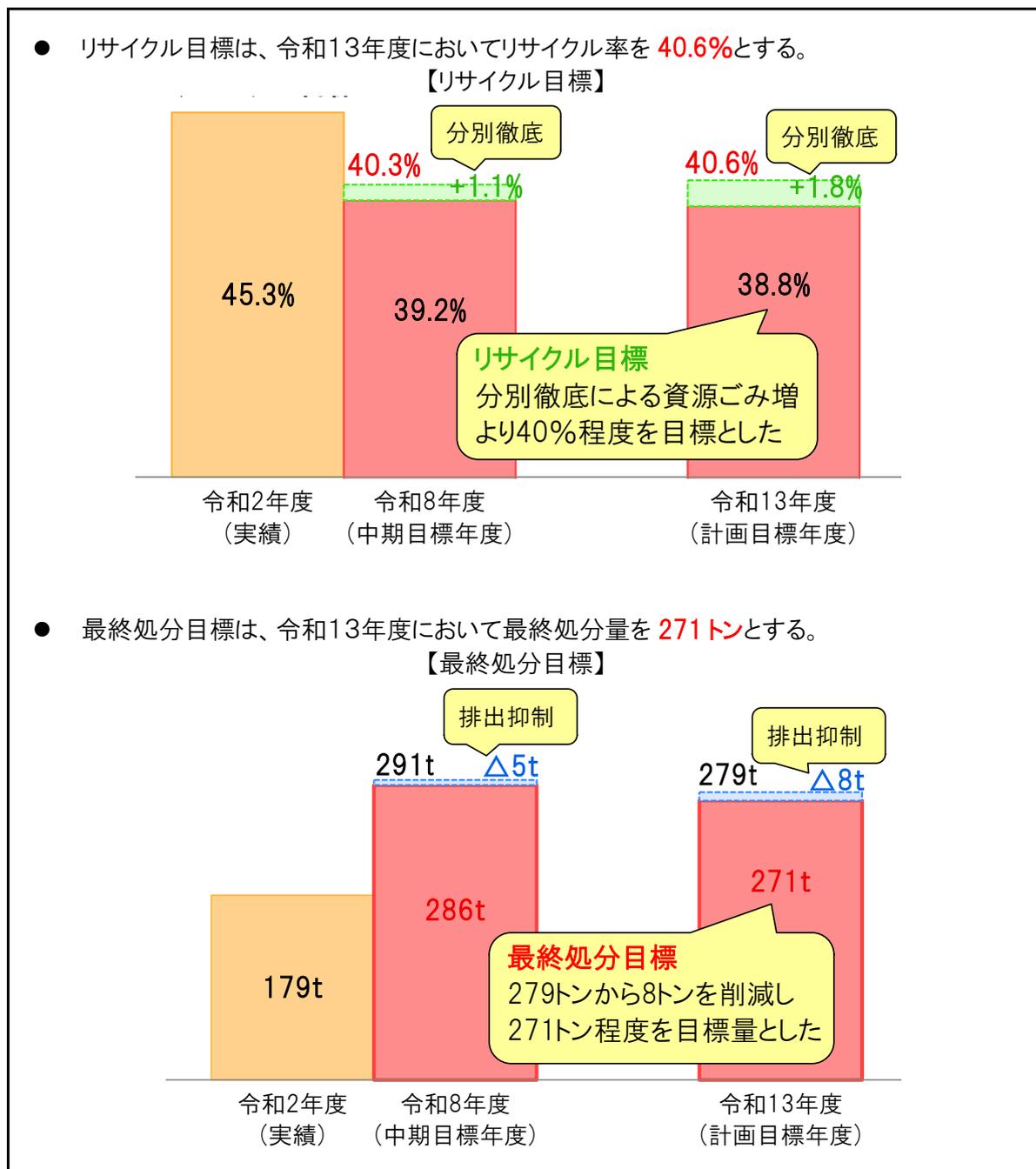
注)1. 端数処理のため若干の誤差を含む。

第2章 ごみ処理基本計画

《リサイクル目標と最終処分目標》

平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に主灰を資源化したため、令和2年度（実績）のリサイクル率は大幅に増加し、最終処分量は大幅に減少した。

また第5次（前期）計画目標値について、前期計画当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなった。よってリサイクル率の将来見込値は令和2年度よりも減少、最終処分量は増加する見込みである。

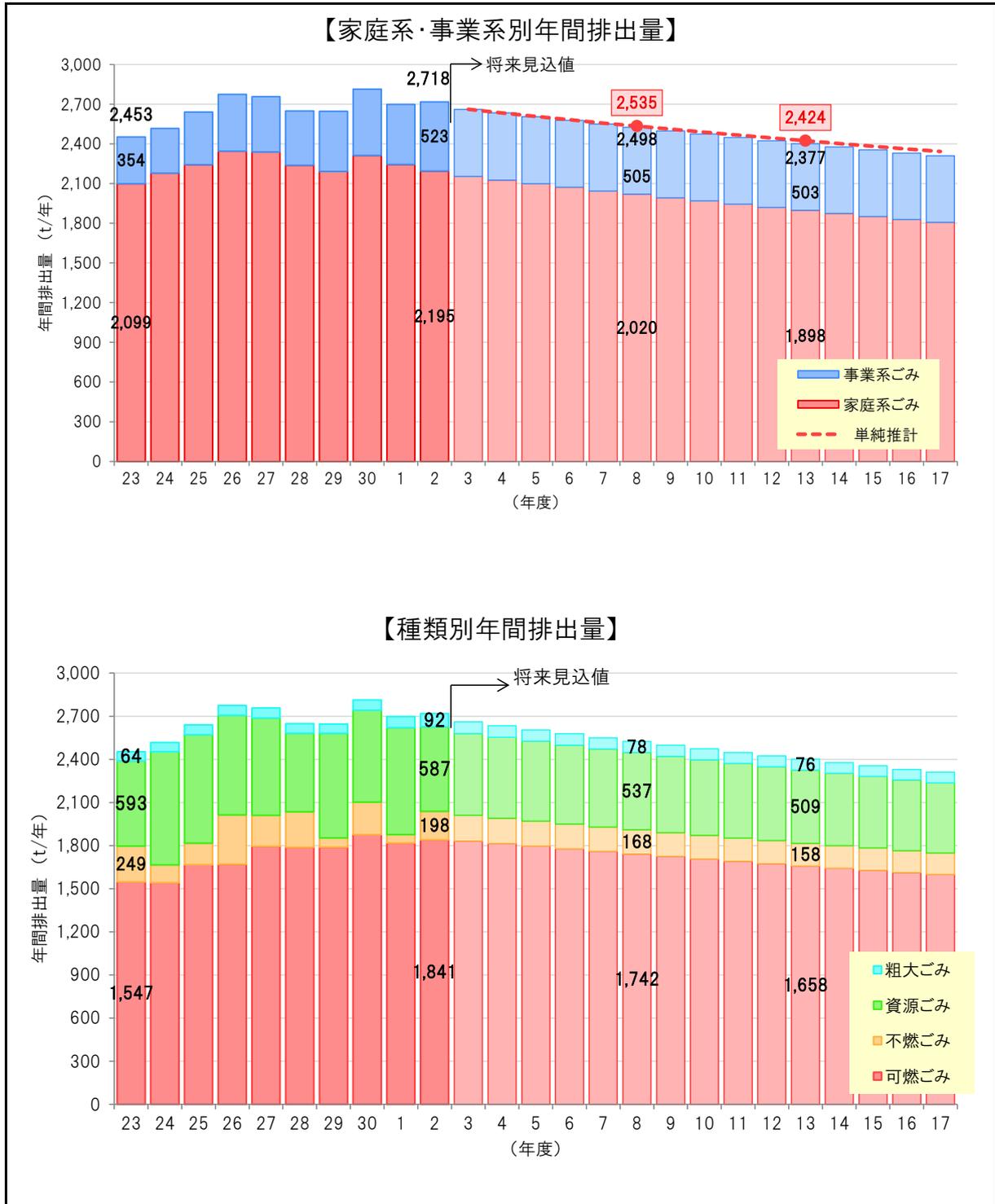


《総括》

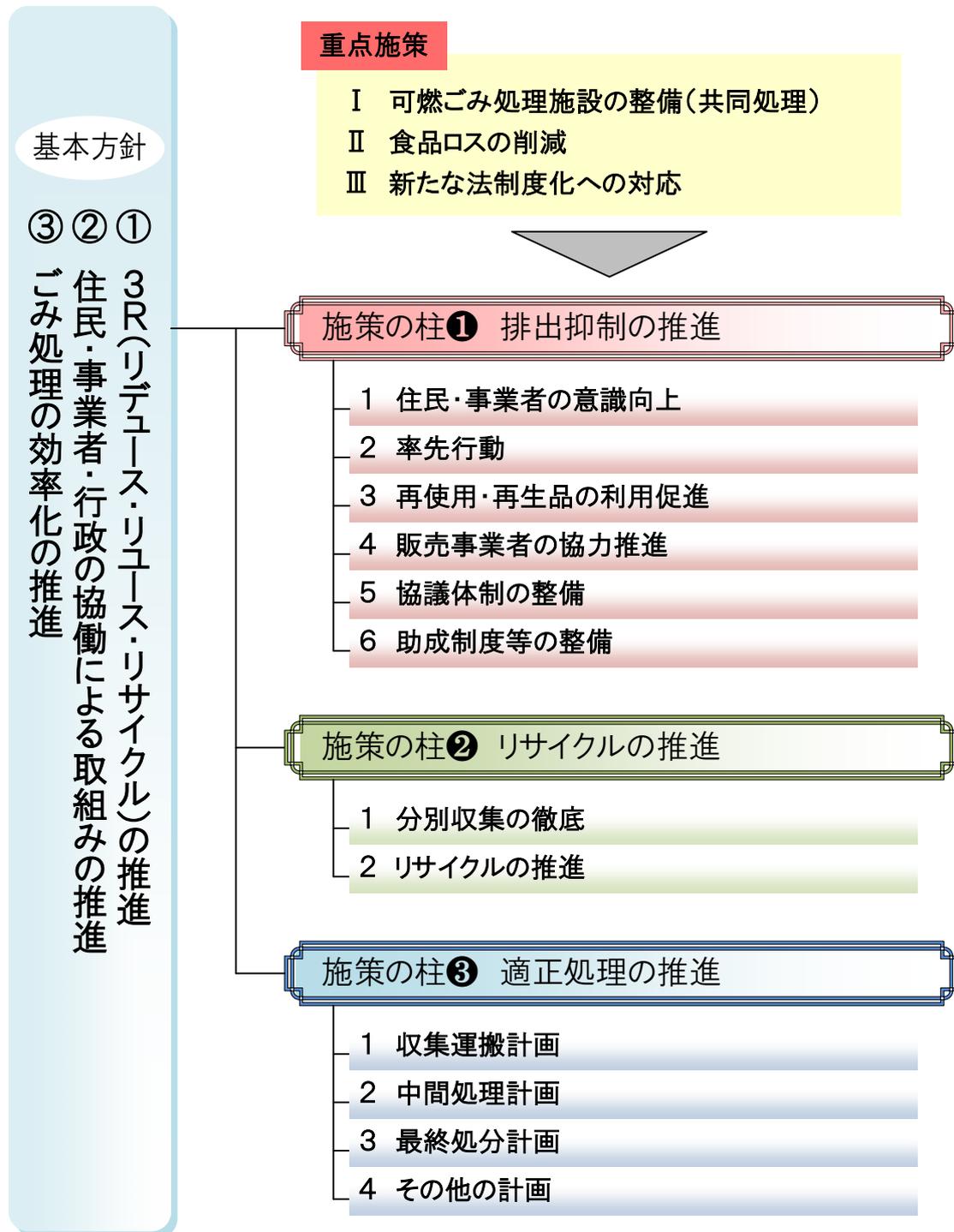
将来のごみ排出量は、目標値を達成することで現状のまま推移（単純推計）した場合に比べ令和13年度において2%程度の抑制を見込む。

ごみ種類別には、主として可燃ごみを減少させ、資源ごみの1人1日平均排出量の増加を見込む。

【年間排出量目標】



3. 施策の体系



4. 重点施策

◆共同処理体制による可燃ごみ処理施設の整備

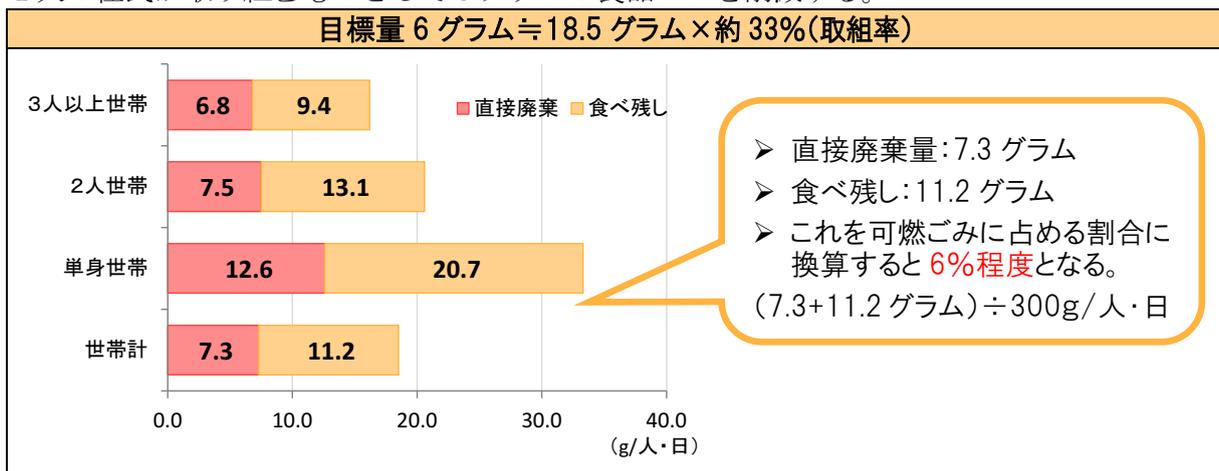
組合の焼却施設は、平成22年度基幹的設備改良工事から10年が経過し施設更新の時期をむかえた。あわせて当該地域においてごみ処理効率化に向けた共同処理に関する検討を行い、大田市との共同処理を実施するに至った。

可燃ごみ共同処理施設建設地は邑智クリーンセンター敷地内とし、現邑智クリーンセンター焼却施設と同じ焼却方式を採用する。処理能力は、1日40トンとし、焼却工程で発生する熱を回収し、場内給湯等に有効利用する。

施設建設用地	邑智郡川本町大字川下 879 番地 8
施設方式	熱回収施設(焼却施設)
処理能力	40t/日
運転方式	間欠運転式(稼働時間16時間程度)
排ガス対策	有害ガス除去装置+高性能集じん器(バグフィルタ)
有効利用	熱回収率10%以上 / 焼却廃熱を利用した温水供給(場内利用)など
供用開始予定	令和4年4月

◆食品ロスの削減

農林水産省の全国調査によると、賞味期限切れ等により廃棄された食品(直接廃棄)が7.3グラムであり、食べ残したことにより廃棄された食品が11.2グラムであった。これを可燃ごみ中の割合に換算すると6%程度となる。手付かず食品の削減方法を広く啓発し、約3人に1人の住民が取り組むものとして6グラムの食品ロスを削減する。



◆新たな法制度化への対応

我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)が令和3年6月に成立したことにより、今後、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられる。現在、組合管内では、容器包装リサイクル法ルートを活用した容器包装プラの資源化を実施している。プラスチック資源循環促進法の施行後は、国の方針に従い、容器包装以外のプラスチック類の分別回収について検討する。

5. 排出抑制の推進(排出抑制計画)

ごみの発生・排出削減のために、事業者は「環境に配慮した事業活動」に取り組み、住民（消費者）は「環境・資源問題、廃棄物処理に配慮した生活に転換」し、行政は「それらに関する様々な角度からの支援」を行うものとする。

◆住民・事業者意識の向上

施策1.「リサイクル講習会」		重点施策関連	継続・充実
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公民館活動等で開催される、リサイクルやごみに関する講習会の支援及び推進、内容充実のため、情報の提供や担当職員の派遣等を行う。 ・あわせて講習会で活用される環境教育資料の作成や貸し出しを行うなど、講習会の内容充実に努める。 ・講習会の開催情報をポスターやチラシでPRし、多くの住民の参加を促す。 ・実際に組合の施設を活用した講習会や啓発展示を行い、住民がより身近にリサイクルやごみ処理について学ぶことのできる場を提供する。 		
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は講習会に積極的に参加し、リサイクルやごみに関する知識・実情等を学ぶ。 ・事業者は積極的に地域活動に参加し、講習会の開催情報が記載されたポスター等の掲示に協力する。 		

施策2.「広報による先進事例の紹介」		重点施策関連	継続・充実
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・3RやSDGs、廃プラスチック及び食ロス問題等に関する先進的な取り組み事例について、広報誌やポスター等に分かりやすく掲載することで住民や事業者に広く紹介する。 		
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民及び事業者は広報を参考に先進的事例を学び、日々の生活に活用する。 		

施策3.「ごみ減量推進・分別徹底チラシ等による啓発」		重点施策関連	継続・充実
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量等を目的に、過剰包装の改善のほか、ごみ分別の徹底及び資源化物の排出方法に関するチラシを定期的に作成・配布し、啓発を行う。 ・住民が正しく分別を実施できるよう、組合において作成している「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」を改正するなど情報の更新を行っている。 ・各種情報は広報誌及びホームページ等に掲載することで広く周知するほか、しおりやポスターは転入者や希望者に対して配布を行うことで、誰でもごみの分別方法及び正しい排出方法を知ることができる環境を整える。 		
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民及び事業者はごみを排出する前に、資源化可能なものが含まれていないか、チラシ及びしおり、ポスター等の内容を参考に正しい分別を行い、排出する。 ・住民は簡易包装の商品を優先的に選択するなど、ごみをつくらない生活を心がける。 ・事業者は製品の販売に際し、過剰包装とならないような販売方法を検討・実践する。 		

重点施策関連

施策4.「環境学習の充実」		検討・継続・充実
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・未来を担う小・中学生だけでなく、その親世代（成人）も含めた施設見学等の環境教育を行い、家庭で実践できる環境にやさしい生活方法やごみの減量方法等の啓発を実施する。 ・親世代に対しては、製品の購入方法を工夫することでごみの減量になるだけでなく、家計に役立つ等のメリットもあわせてPRする。 ・各種地域イベントで環境学習ができるブースを設け、住民が誰でも自由に環境教育に触れられる場を提供することで、意識の向上を図る。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は施設見学及び地域イベント、公民館活動等に参加し、積極的に環境教育に触れる。 ・事業者は地域の活動に参加するほか、関連イベントのポスター掲示等によるPRに協力する。 	

施策5.「マイバック運動の実施」		継続
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物時にはごみの削減を目的に、ビニール袋や紙袋を利用せずマイバックを持参するよう呼びかけるなど、マイバック運動を推進する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は買い物時にマイバックを持参するほか、マイバックが長持ちする使用方法を検討する。 ・販売事業者は、マイバッグの持参を推進する。 	

◆率先行動

施策6.「再生品の調達」		継続
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンマーク（出典：公益財団法人古紙再生促進センター）やしまねグリーン製品（出典：島根県）マークなどがついた、廃棄物の発生抑制や資源循環を促進する製品や環境配慮製品を率先して調達する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は各種環境ラベル等を目印に、再生品や環境配慮製品を積極的に購入・利用する。 	

施策7.「しまエコショップの利用」		継続
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rや省資源に取り組む店舗が登録するしまエコショップ登録制度について、その内容や仕組み、登録店を住民や事業者に広報誌やポスター等で広く周知する。 ・住民にはしまエコショップの優先的な利用を、事業者には新規登録及び登録の継続を働きかける。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民はしまエコショップを優先的に利用する。 ・事業者はしまエコショップの新規登録を検討、また登録を継続するよう努める。 	

第2章 ごみ処理基本計画

◆再使用・再生品の利用促進

施策8.「不要品交換の推進」		継続
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント等でフリーマーケットを開催し、不要品を再利用（リユース）できる場を提供する。 ・フリーマーケットの開催を広報誌やポスター・チラシでPRする。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は出品側・購入側ともに積極的にフリーマーケットに参加し、製品をごみとして捨てる前に、再利用することを意識した生活をする。 ・事業所は関連イベントのチラシやポスターの掲示等によるPRに協力する。 	

◆販売事業者の協力推進

施策9.「販売店協力の要請」		継続
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等において行っている食品トレイ、牛乳パック等の資源回収や簡易包装の実施を一層進めるため、回収品目の追加や、まだ資源回収を行っていないスーパー等の販売店に対し協力を要請する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は協力店にて積極的に資源回収を利用し、トレイは洗ったうえで回収ボックスに出すなど、適切な資源化に協力する。 ・事業者は協力店となり、回収品目の拡大も検討・協力する。 	

◆協議体制の整備

施策10.「協議会の活用推進」		継続
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民団体、事業者、行政が一体となつてごみ問題を意識し、考え、かつ行動をしていくため、ごみに関する時事問題について審議会の場で協議していく。 ・住民や事業者からの行政要望を踏まえ、効率的な施策を検討・実施する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者は協議会に積極的に参加し、身の回りのごみに関する問題や行政に対する意見・要望などを提言する。 	

施策11.「推進員の育成」		継続
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方等の指導を行うとともに、地域の声を行政に届ける推進員を育成する。 ・ごみステーションの管理や不法投棄のパトロールを行う。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者は推進員になる。 	

◆助成制度等の整備

重点施策

施策12.「助成制度の充実」		調査・検討
行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量を目的に、生ごみの堆肥化を促進するための助成事業の効果を検証し、コンポスト（生ごみ堆肥化容器）や生ごみ処理機助成事業の将来の再開を検討する。 ・コンポストや生ごみ処理機の使用方法及びメリット、助成金等について広報紙やポスター等に掲載し、住民や事業者に対し利用の促進をする。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や、農業・漁業等生ごみの発生がある事業者はコンポスト等の使用を検討・実践する。 	

6. リサイクルの推進(再資源化計画)

ごみの資源化促進のため、ごみの分別収集によるリサイクルを進めることにより、バージン資源の保全など地球環境保全に資するとともに、焼却量の削減によるダイオキシン類排出量の削減や、最終処分量の最小化など地域の環境保全に資するものとする。

◆分別収集の徹底

重点施策関連

施策1.「分別徹底に関する広報・啓発等」		継続・充実
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを正しく分別することへの必要性を示した啓発資料を作成すると共に、チラシ及びポスター、広報誌などに掲載し、周知する。 ・施設見学及び出前講座、各種イベント内ブース等において啓発資料を作成・活用し、参加者が理解しやすいように工夫した啓発活動を行うほか、講座の開催情報を広報誌に掲載するなど情報を広く公開する。 ・地域の公民館活動等の支援のため、情報提供や担当職員の派遣等を行う。 ・「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」の配布のほか、データ放送や公式スマホアプリ等を活用しつつ、住民が容易に分別方法を知り得る環境を提供する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は出前講座やイベント等に積極的に参加し、分別徹底の必要性について理解したうえで実践を試みる。 	

施策2.「転入者・自治会未加入者等への啓発」

継続・充実

行政の役割 (本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅居住者は自治会に加入していない場合があるため、転入等の事務手続き時において窓口で説明を行うほか、「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」の配布を行う。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの正しい分別方法をしおりやポスターをよく読み理解し、ごみの排出をするよう努める。 	

第2章 ごみ処理基本計画

◆リサイクルの推進

施策3.「資源回収業者の協力要請」		継続
行政の役割 (本町・組合)	<ul style="list-style-type: none">資源化物は、委託収集及び許可業者による収集、直接搬入のほかに、民間の資源回収業者による回収も行われている。行政は更なるごみの減量を目的に、資源回収業者に資源回収促進の協力を要請する。	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">資源物はごみとして出さず正しく分別を行い、資源回収業者による回収も合わせて利用する。	

施策4.「プラスチック等のRPF化(有効利用)」		継続
行政の役割 (組合)	<ul style="list-style-type: none">容器包装以外のプラスチックや木製品等については、民間ノウハウを活用したRPF化により有効利用する。	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">分別の徹底に協力する。	

7. 適正処理の推進(ごみ処理計画)

◆処理方法と処理主体

区分	排出	収集運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系 ごみ	住民	組合	組合	焼却 破碎選別 資源化	組合	埋立処分
事業系 ごみ	事業者	事業者 (許可業者)				

◆収集運搬計画

- ・ 計画収集区域は、行政区域全域とする。
- ・ 収集運搬作業は、排出者である住民とのごみの受け渡しを行うため、行政サービスの向上が図れる収集運搬体制を維持していく。
- ・ 高齢化社会が進んでいくことを踏まえ、福祉のまちづくりを推進できる収集運搬体制を整備する。

《具体的施策》

施策1.「住民サービスの維持・向上」		新規・継続・充実
行政の役割 ①収集頻度(組合)	<p>ごみの収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度を多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大や排気ガスによる二酸化炭素排出量の増加を招くこととなる。</p> <p>現在、本町では住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を組合により実施しているところであるが、住民の高年齢化が進んでいる今日において、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。</p> <p>今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して収集・運搬体制を組合と連携して整備していくものとする。</p> <p>なお、収集ステーションは、住民要望により設置しているため、その管理は、地区住民により行うものとする。</p>	
②収集カレンダー(本町)	<p>本町では、広報誌及び公式スマホアプリを活用し、町からのお知らせ以外にもごみに関する各種情報を配信している。住民の居住地に応じたごみ収集日カレンダー機能、収集日の通知機能のほか、ごみの分別方法が確認できるなど、住民が便利かつ容易にごみを排出できるようなサービスを提供している。公式スマホアプリ(邑南町公式アプリ)は令和3年4月に新たに機能を刷新したものであり、今後とも住民の生活に寄り添ったサービスの維持・向上を図るものとする。</p>	

第2章 ごみ処理基本計画

施策2.「収集委託業者指導等」		継続
行政の役割(組合)	<p>本町の家庭系収集ごみは、すべてのごみ種類について組合により民間業者に委託して収集運搬を行っている。</p> <p>収集作業は、定時性を失う場合、遅れたごみ排出により、収集されないごみ残り苦情の原因となる。また、収集されないままステーションにごみが残ると、カラスや猫によるごみの散乱を招き、公衆衛生の維持ができなくなる。</p> <p>こうした点を回避するため、収集委託業者に対し、定時性のある収集を行うよう指導していくものとする。</p> <p>なお、分別不徹底のごみについては、収集を行わない措置により住民の分別徹底を促しており、委託業者に対してもその趣旨を説明し、実行するよう指導するものとする。</p>	
施策3.「直接搬入ごみの搬入可能時間の拡大」		継続・充実
行政の役割(本町・組合)	<p>組合において、可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる令和4年4月より、家庭系及び事業系直接搬入ごみの搬入時間が1時間延長となり、住民及び事業者の利便性向上を図るものである。なお、土日祝日の搬入は家庭系直接搬入ごみのみ可能で、毎月第3日曜日となる。</p>	
施策4.「家庭系ごみ及び事業系ごみ収集運搬許可制度」		継続
行政の役割(本町)	<p>事業者が事業活動に伴い排出するごみは、これまでに事業者自らが処理施設に搬入していた。しかし、清掃を業として行っている事業者や介護を行っている事業者のごみの運搬に関する専門業者への委託などの需要があきらかとなったことなどを踏まえ、ごみの収集運搬に関し、本町において平成25年度より許可制を導入している。さらに、家庭ごみについては高齢化等の社会情勢の変化に伴い、高齢者等がごみ収集場所まで排出できない場合や家の整理など大量のごみが排出される場合があり、収集運搬業者の需要が高まっている。</p> <p>今後の許可については、町内の需要動向を見極め、ごみの排出状況と現在の許可業者の収集運搬状況から行うものとし、無意味な許可は行わないものとする。</p>	
施策5.「拠点回収モデル事業」		継続
行政の役割(組合)	<p>組合では、収集運搬の効率化とリサイクルの推進を目的として、平成19年度より拠点回収モデル事業を実施している。この事業のねらいは主に収集運搬の効率化であるが、資源ごみの品目によっては住民の利便性を低下させてしまうことも懸念される。また、回収拠点は、従前のステーションとは異なり、広範囲なエリアを対象とするため、その運営についても地域の協力が不可欠である。</p> <p>一方で、住民にとっては、収集ごみとして排出する場合に必要な指定袋の購入が不要となるなど、コスト感を持って取組むことができる。</p> <p>これまでの実績では、年間20～30トン程度を回収(収集)しており、住民1人当たり90グラム程度である。この回収量は、家庭系収集資源ごみの1人1日平均排出量(令和2年度実績107.2グラム)に比べやや少ないものの、一定の効果が得られていると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、拠点回収モデル事業を継続しつつ、意向などを調査したうえで、対象品目、拠点エリアの大きさ等を検討し、他地域への普及など資源ごみ収集のあり方について検討を行っていくものとする。</p>	

施策6.「小型家電の分別」	継続
行政の役割 (組合)	<p>平成24年に法制度化された「使用済み小型電子機器再資源化促進法」(以下「小型家電リサイクル法」という。)に対し、組合では、邑智クリーンセンター(リサイクルプラザ)での負荷軽減から仕分け作業により回収し、委託処理している。</p> <p>しかし、仕分け作業は施設のプラットホームで行うなど、安全かつ安定した処理ができない。そのため、リサイクルプラザの処理機能の見直し等も踏まえた施設整備が必要となる。</p> <p>また、処理(再資源化)は、金属回収等にとどまっており、法に基づく引き渡し(再資源化)は行っていない。</p> <p>以上を踏まえ、小型家電を効率的に回収、再資源化するための処理体制整備を必要に応じて組合と協議する。</p>

重点施策

施策7.「福祉向上のための収集サービス」	検討
行政の役割 (本町・組合)	<p>高齢者や要介護者・要支援者等は、今後、高齢化の進行等により増加が予想されるため、こうした住民への収集サービスについて検討が必要である。</p> <p>本町の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部などごみステーションが遠い場合、高齢者や介護が必要な住民、障がいのある住民にとっては負担が大きい方式である。こうした住民を対象に収集サービスの向上を図るため、他自治体では、認定制度による戸別収集が行われている。</p> <p>本町において、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、戸別収集(ふれあい収集)の導入について各町と協議・検討していくものとする。</p> <p>なお、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別周知も行うものとする。</p>

重点施策

施策8.「事業系ごみの収集」	検討
行政の役割 (本町・組合)	<p>現在、組管内では、事業系ごみの収集を行っておらず、排出事業者が自ら施設に搬入するか、収集運搬許可業者に委託して搬入されている。</p> <p>本町において、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、事業系ごみの収集(定期収集)の導入について組合と協議・検討していくものとする。</p>

第2章 ごみ処理基本計画

◆中間処理計画

- 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとする。
- 可燃ごみの処理は、共同処理による効率化を図るものとする。

《具体的施策》

施策9.「可燃ごみ共同処理施設の維持管理」		新規
行政の役割(組合)	<p>令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町に新たに大田市を加えた4市町で共同整備を行う可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。(詳細は第1節6-2-2ごみ焼却施設を参照)</p> <p>周辺自治体との共同処理を実施することで、施設の維持管理の効率化及び経済的有利性、エネルギー回収による環境負荷の低減を図る。</p> <p>今後は、可燃ごみ共同処理施設の適正な維持・管理に努め、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処理を行っていくものとする。</p>	
施策10.「リサイクル関連施設等に関する整備検討」		新規
行政の役割(組合)	<p>リサイクル関連施設は、資源ごみ(ビン・カン)、不燃ごみ、粗大ごみを処理するリサイクルプラザと、資源ごみ(古紙、ペットボトル、容器包装プラスチック)を処理するリサイクルセンターを維持管理している。</p> <p>そのうち、リサイクルプラザは組合設立時に整備した施設であり、家電リサイクル法の施行により大型家電(テレビや冷蔵庫など)が処理対象外となったことで処理量が減少した。また、小型家電製品等は複数の素材で製造されているため、破碎設備での処理を行うと設備の維持管理費(特に点検補修費)は負担増となるなど、組合のごみトン当たり処理費の高額化の一因となっている。</p> <p>こうした点を踏まえ、旧焼却施設解体後の跡地利用を含め、リサイクル関連施設の再整備やストックヤードの拡張等について検討を</p>	
施策11.「中間処理のための処分業許可制度」		新規
行政の役割(本)	<p>町内の事業所から排出される木くず・竹等一般廃棄物は本町での受け入れ処分をすることになっている。しかし、一般廃棄物を適正処理するために必要な一般廃棄物処理施設及び保管施設の確保整備が困難であるため、受け入れ処分はできない状態である。本町では民間への処理委託又は一般廃棄物処理業を許可し、一般廃棄物の適正な受け入れ処理を実施する。</p>	

◆最終処分計画

- ・ 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ・ 分別徹底により資源化を促進し、もって最終処分量を削減する。
- ・ 最終処分場の維持管理を引き続き行い、地域環境保全に努める。

《具体的施策》

施策 12.「最終処分場の維持管理」		継続
行政の役割(組合)	<p>組合の最終処分場は、平成11年度より埋立てを開始しており、残余容量が少なくなったことから、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事を実施した。</p> <p>今後も最終処分場の機能を適正に維持していくため、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処分を行っていくものとする。</p> <p>なお、最終処分場の維持管理は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(平成10年6月16日 総理府・環境省令 第2号)に基づいて行う。</p>	

◆その他の計画

不法投棄対策	<p>不法投棄防止に関しては、各種啓発パンフレットの配布や防止看板の設置等を行うとともに、住民と協力し、ごみが不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を作ることに取組むものとする。加えて、組合並びに警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。</p>
在宅医療系廃棄物対策	<p>家庭から排出される在宅医療系廃棄物には、医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針等が含まれている可能性がある。収集運搬業者の意図せぬ感染や負傷事故を防ぐためにも、安全で適切な廃棄システムを構築する必要がある。</p> <p>組合においては在宅医療系廃棄物に関して、原則として医療機関・販売業者等を通じ、専門業者等で処理を行うものとし、収集運搬及び処分については行わないものとする。そのため、適正処理について医療機関に要請する。</p>
感染症に罹患した場合の廃棄物対策	<p>新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者による廃棄物を家庭及び事業所から排出する際には、感染拡大を防止するために、国の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠した処理を行うことが求められている。本町において感染症に罹患した場合の廃棄物の処理方法について住民に広く周知するなど、廃棄物が感染経路とならないように対策を実施する。</p>

第2章 ごみ処理基本計画

災害時の一般廃棄物及び災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められるため、処理体制を構築する必要がある。可燃ごみ共同処理施設では一定量の災害廃棄物の処理能力を有しているが、大規模な災害が発生した場合には処理能力を超える災害廃棄物が発生することも推測される。そのため、国及び県、自治体、地元の廃棄物処理業者との連携体制の構築が必要である。

なお、本町では地域防災計画及び災害廃棄物処理計画が策定済みであり、災害発生時には計画に基づく対応を実施する。実際に発生した災害廃棄物の処理については組合とも協議・検討を行い適正に処理する。

脱炭素社会への貢献

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討が始まっている。邑南町では、ゼロカーボンシティを表明し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めている。具体的に本町では「地球温暖化対策実行計画」を策定し、町有施設から排出される二酸化炭素排出量を把握し削減目標に取り組む。また、区域別に再生利用可能エネルギーを導入し、二酸化炭素の排出を抑制する。さらに令和4年4月から供用開始となる可燃ごみ共同処理施設では、熱利用のかたちでエネルギーを回収し（熱回収率10%以上）、回収した焼却廃熱は場内の温水供給に利用する。

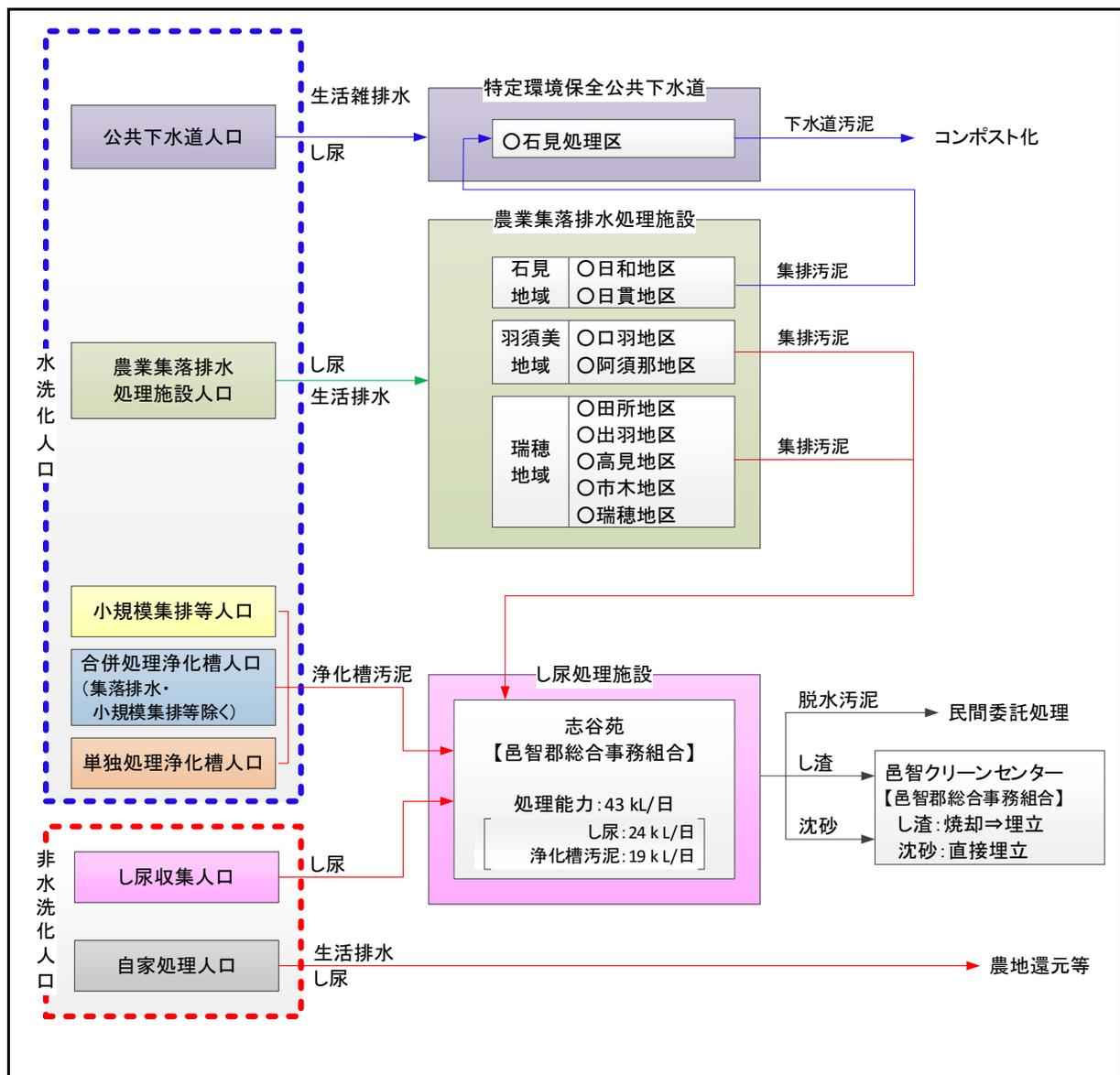
このように町内施設等や組合のごみ処理施設から排出される二酸化炭素排出を把握し、削減目標に取り組むことで脱炭素社会の実現に寄与する。

1. 生活排水処理の現状

◆生活排水処理の流れ

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本町の許可する業者によって収集・運搬が行われ、組合が処理・処分を行っている。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」に搬入し、衛生処理を行っている。処理後の処理水を地先水域へ放流するとともに、処理過程で発生したし渣及び沈砂は組合の邑智クリーンセンター（最終処分地施設）に搬入し、し渣は焼却処理後に残渣を埋立処分、沈砂は直接埋立処分としている。脱水汚泥は民間委託により資源化している。

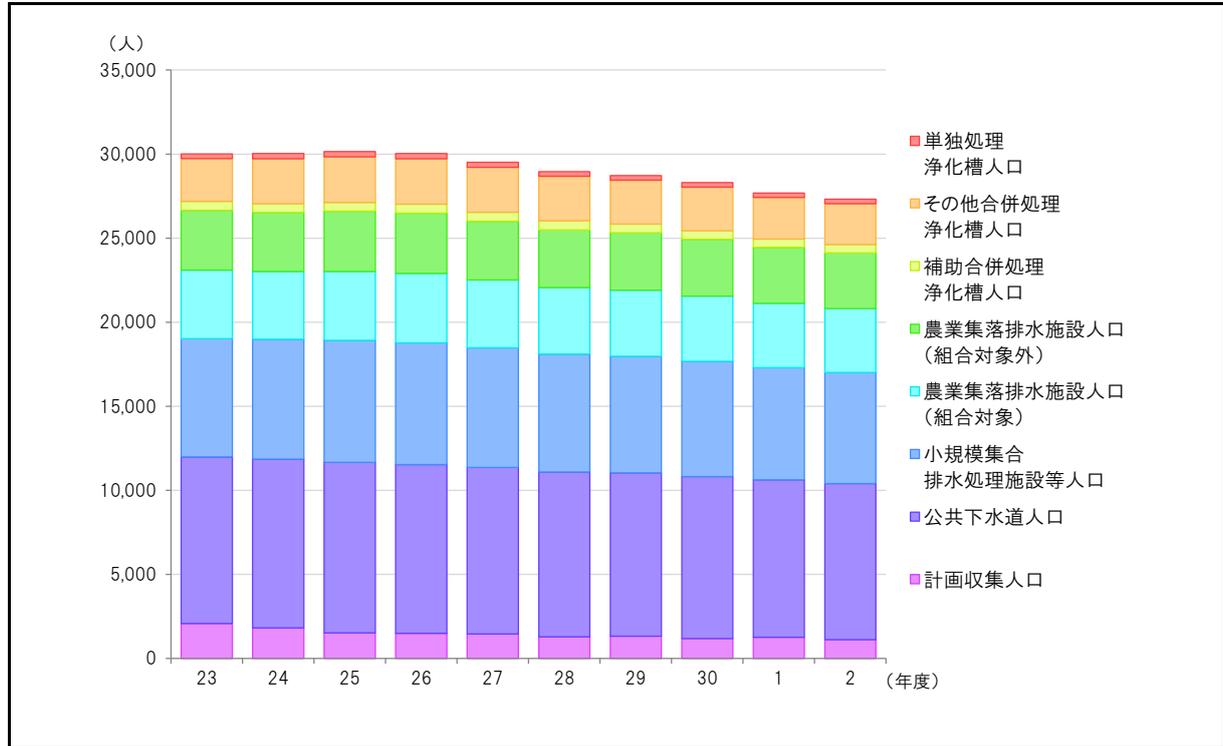


第3章 生活排水処理基本計画

◆処理形態別人口の実績(組合構成町合計)

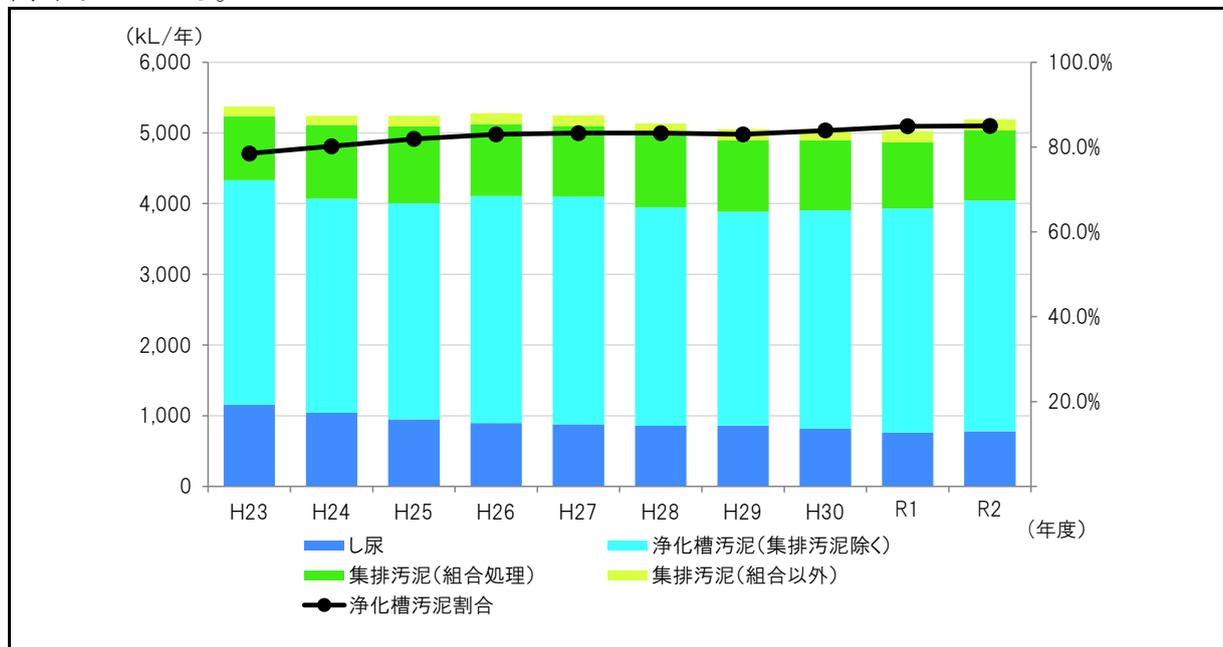
本町の処理形態別人口は、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口の増加により、し尿収集人口は減少している。

公共下水道等、生活雑排水（台所やお風呂の排水）を処理している人口の割合（生活排水処理率）は令和2年度において75.9%である。



◆し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

本町のし尿の排出量は年々減少しており、令和2年度において470kLである。浄化槽汚泥の排出量は増加傾向であり、令和2年度は2,395kL（集排汚泥含む）である。これらの構成割合は、令和2年度においてし尿16.4%、浄化槽汚泥83.6%であり、浄化槽汚泥の割合が年々高くなっている。



2. 基本方針

本町では、組合とともに住民に対し生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行うことで、より一層の公共下水道等の整備普及、合併処理浄化槽の設置推進に努めるとともに、水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活排水についても衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公用水域の水質保全を図り、より快適で潤いのある環境空間づくりを目指すものとする。

◆生活排水処理の基本方針

①生活排水処理の推進

- 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備・普及を進め、生活雑排水処理を推進する。
- 水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活雑排水については、合併処理浄化槽への転換を啓発する。

②し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- 浄化槽の適正な維持管理について、住民・事業者に啓発し、無意味な汚泥の排出や汚泥への油分の混入を防止し、志谷苑での適正処理を促進する。
- 志谷苑の適正な維持管理により、公共用水域等周辺環境の保全を図る。また、発生する余剰汚泥は、再生処理により資源化を進める。

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について、啓発していくものとする。

集合処理型施設の整備

今後も継続して、公共下水道の整備を図る。加えて、各家庭からの管渠への接続が円滑に行われるよう、啓発・指導等を行う。

個別処理型施設の整備

合併処理浄化槽について、今後も加入促進や補助制度活用等について広報等を行う。

し尿汲み取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。

生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について住民の理解を深めるとともに、台所等の発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。

3. 生活排水の処理計画

◆処理の目標

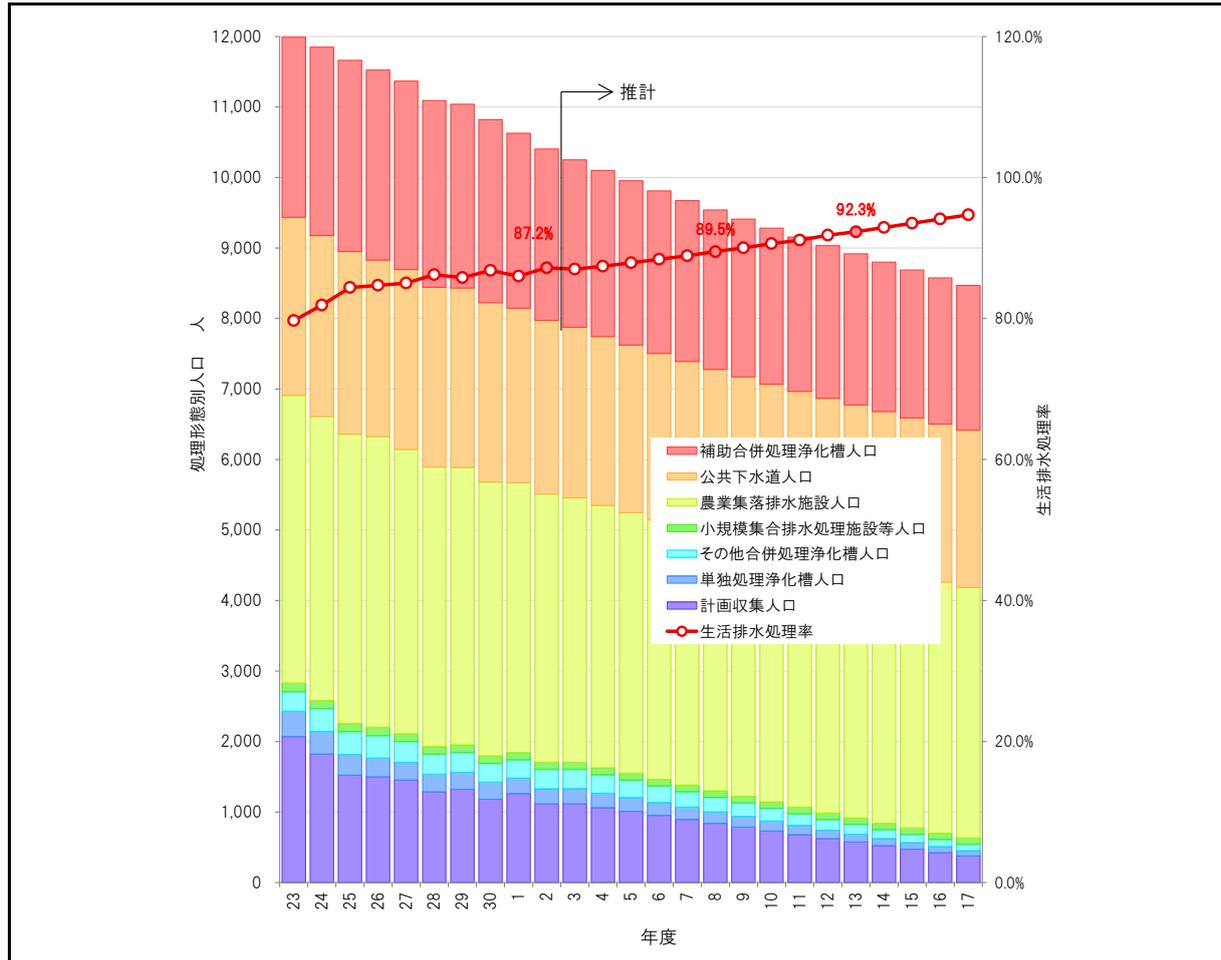
本計画の基本理念及び目標を達成するため、令和8年度において生活雑排水の処理人口を3,212人とし、生活排水処理率は80.9%とする。

≪数値目標≫

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	87.2%	89.5%	92.3%

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
行政区域内人口	10,403人	9,538人	8,916人
計画処理区域内人口	10,403人	9,538人	8,916人
水洗化・生活雑排水処理人口	9,071人	8,534人	8,230人

≪生活排水処理人口の推計≫



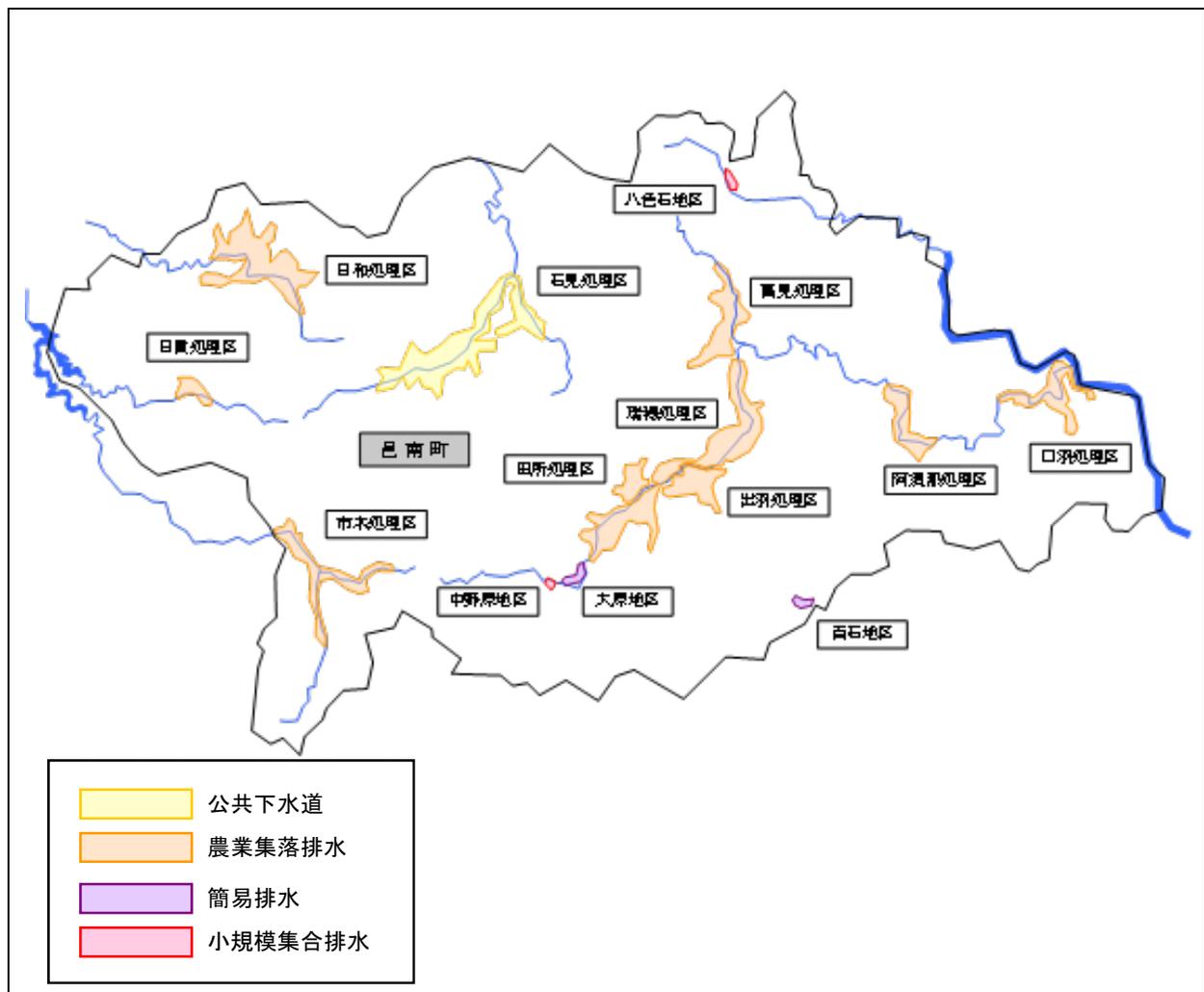
◆生活排水処理施設及び人口

処理施設の種類	処理計画区域	中期目標年度 (令和8年度)
公共下水道	石見処理区	2,331人
農業集落排水処理	口羽地区、阿須那地区、田所地区、出羽地区、 高見地区、市木地区、瑞穂地区、日和地区、 日貫地区 計9地区	3,645人
小規模集合排水処理	大原地区、百石地区 計2地区	94人
合併処理浄化槽	下水道、集落排水認可区域以外の区域	2,259人 (205人)

注) 合併処理浄化槽の()内は、補助事業以外による。

計 8,534人

◆生活排水処理区域



第3章 生活排水処理基本計画

◆生活雑排水の適正処理推進

《具体的施策》

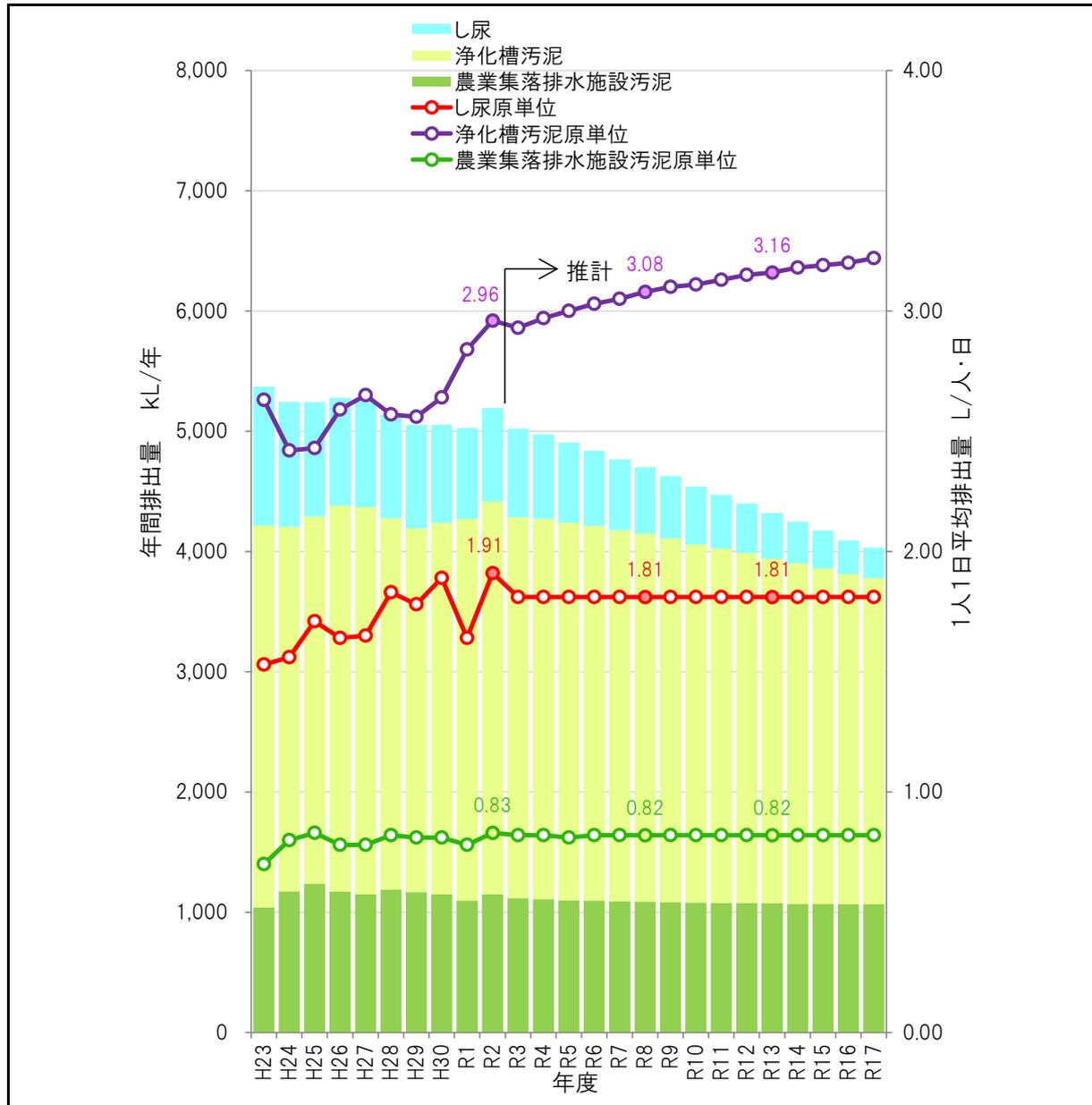
施策1.「家庭の取組推進」		継続・充実
行政の役割(本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送る情報について、広報やチラシ等により広く提供する。 ・また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、担当職員の出遣等により家庭等における取組を推進していくものとする。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は広報やチラシ等をよく読み、水にやさしい生活を送る情報を得る。 ・地域学習や環境教育の場に積極的に参加する。 	
施策2.「水洗化の普及・啓発」		継続・充実
行政の役割(本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では未接続の家庭等に対し、早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。 ・また、省エネ型浄化槽の普及を促進し、CO₂排出量の削減を図る。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区で未接続の家庭等は、早急に接続する。 ・その他の地区で単独浄化槽や汲み取りの家庭等は、合併浄化槽へ転換する。 	
施策3.「浄化槽の適正管理」		継続
行政の役割(本町)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠である。そのため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、覚書等を交わして徹底する。また、清掃事業者、保守・点検事業者に対しては、適正な管理について指導するとともに、住民への説明等も行うよう協力要請する。 	
住民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、浄化槽設置の際に、覚書等を交わし保守・点検、清掃等を徹底する。 ・清掃事業者、保守・点検事業者は、浄化槽を適正管理し、住民へ説明等も行う。 	

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

◆し尿及び浄化槽汚泥の将来見込み

し尿及び浄化槽汚泥排出量の排出量合計は、人口の減少とともに減少する見込みである。

内訳で見ると、し尿の排出割合は減少し、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の排出割合は増加する見込みである。



◆排出抑制・再資源化計画

- 組合と協力し、浄化槽の清掃に関する認知度の向上に努める。
- 浄化槽清掃業者への指導に、組合と協力し、無意味な量の排出(汚泥の引き抜き等)抑制に努める。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で排出される脱水汚泥は、委託処理による有効利用を継続していく。

第3章 生活排水処理基本計画

《具体的施策》

施策1.「住民に対する啓発」		継続
行政の役割(本町)	<p>浄化槽は、定期的に清掃時に汚泥を引き抜くことが必要である。汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第6項の規定により行うこととされている。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていくものとする。具体的な啓発は、本町で行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。</p>	

施策2.「清掃業者への指導」		継続
行政の役割(本町)	<p>浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、無意味な浄化槽汚泥量の排出を抑制するものとする。具体的な指導は、本町が行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。</p>	

施策3.「脱水汚泥の有効利用」		継続
行政の役割(組合)	<p>現在、組合のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者に引き渡したうえでセメント原料として有効利用されている。</p> <p>よって、今後とも外部搬出による民間委託処理を継続していくものとする。</p>	

◆収集・運搬計画

- ・ 現行の収集・運搬体制を維持していく。
- ・ 収集・運搬許可業者への指導により、し尿等の安定した搬入に努める。

《具体的施策》

施策1.「収集・運搬体制の維持」		継続
行政の役割(本町)	<p>収集運搬量はし尿が減少、浄化槽汚泥が増加するものと見込まれる。し尿等の収集・運搬は、本町において現状の収集運搬許可業者により行うものとする。</p> <p>なお、長期的には、集合処理施設の供用及び合併浄化槽の整備推進によりし尿量は減少する見込みであることから、今後のし尿等の排出量を注視しつつ、本町で行う体制維持について組合と協力していくものとする。</p>	

施策2.「許可業者指導」		継続
行政の役割(本町)	<p>し尿の収集運搬は、本町で許可する収集運搬許可業者が、住民からの汲み取り依頼により行い、組合の志谷苑（し尿処理施設）へ搬入している。し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなる。</p> <p>よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、組合と協力し、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導していくものとする。</p>	

◆中間処理計画

- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進していくため、し尿処理施設の再整備について計画的に検討していくものとする。

《具体的施策》

施策1.「施設の再整備」		継続
行政の役割(組合)	<p>組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降20年あまりが経過しており、今後、安定した適正処理を行っていくためには、施設の再整備が必要である。</p> <p>具体的な手法は、施設の長寿命化を図ることを基本とし、現設備の老朽化状況等を踏まえて事業方式を選定していくものとする。</p> <p>なお、本施策については、本計画期間の中期(令和8年度)までの間において長寿命化計画を策定し、この計画を基に基幹的設備の改良事業実施を想定していくものとする。</p>	
施策2.「施設の維持管理」		継続
行政の役割(組合)	<p>志谷苑の再整備までの間、定期的に機能検査を実施し、施設の機能維持に努めていくものとする。特に、今後も、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、施設の運転を委託している専門業者との協議により、計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。</p> <p>また、効率的な運転を行うため、処理対象物の性状や量の変化を把握し、現有設備の能力が発揮できる運転方法(土曜日・日曜日の停止等)を検討していくものとする。</p>	

◆最終処分計画

- 中間処理後に発生する汚泥は、有効利用することで最終処分の減量を図る。
- 資源化できないし渣は焼却による減量を行い、沈砂とともに適正に処理する。

《具体的施策》

施策1.「安定した最終処分の推進」		継続
行政の役割(組合)	<p>し尿処理過程で発生するし渣は、邑智クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は埋立処分を行い、沈砂は直接埋立処分している。可燃ごみ共同処理施設建設工事及び最終処分場延命化工事完了後も同様の処理を継続する。</p> <p>埋立物を安定化するため可燃ごみ共同処理施設の安定稼働及び燃焼に努め、安定的な最終処分を行うものとする。</p>	